

県工事検査執行要領

(目的)

第1条 この要領は、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号。以下「規程」という。）により検査を執行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(検査員の任務)

第2条 検査員は、検査を行うに当たっては、規程第13条を遵守し、自己の判断と責任において、合格、不合格及び出来高の決定をするものとする。

2 検査員は、検査を行うに当たって必要があるときは、工事を担当する監督職員に対し、あらかじめ当該工事に関して説明を求めることができるものとする。

(中間検査の実施)

第3条 工事の中間検査は、工事完成後には、施工の適否を確認し難い工事又は隔地において製造している構造物等の工事で中間検査による確認が必要と認められる場合に、別表の施工時期に行うものとする。

2 債務負担工事等で工期が1年以上となる場合は、原則として各年度において中間検査を行うものとする。

3 第1項の別表以外の施工時期で、工事執行者又は検査課長が中間検査を必要と認めるとき行うものとする。

(改修等の措置)

第4条 検査員は、検査の結果改造又は修補（以下「改修等」という。）の必要があると認めるときは、工事改修等指示書（規程様式第4号）を作成して当該工事を所掌する主務課長又は所長に送付又は報告するものとする。ただし、改修等の規模又は期間等の重大性を考慮し、合議による判断が必要と考えられる場合は、工事改修等指示書の作成を保留し、直ちに検査復命書（規程様式第1号、規程様式第1号の2、規程様式第2号、規程様式第3号）により当該検査の主務課長又は所長に報告するものとする。

2 前項ただし書の規定による報告を受けた主務課長又は所長は、速やかに県工事検査結果検討委員会を開催し、改修の方法や期間等について検討を行うものとし、検査員はその結果に基づいて工事改修等指示書を作成して当該工事を所掌する主務課長又は所長に送付又は報告するものとする。

3 検査員は、前2項に規定する改修等の指示をした場合において、改修等完了届が提出された後、改修等の確認を行うものとする。

4 検査課長は、中間検査及び出来高検査において専門検査員が第1項及び第2項に規定する改修等の指示をした場合、改修等の確認を当該工事を所掌する主務課長又は所長に委任することができるものとする。この場合において当該主務課長又は所長は改修等の内容を確認し、改修等完了確認報告書により、検査課長に報告するものとする。

5 検査員は、軽微な改修等の指示を口頭で行った場合、改修等工事完了後、監督員より報告を受けるものとする。

(県工事検査結果検討委員会の設置)

第5条 検査の結果、合議による判断が必要と認められる場合において、改修の方法等について審議するため、前条第2項の規定による県工事検査結果検討委員会を置くものとする。

2 県工事検査結果検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(出来高の意義)

第6条 規程及びこの要領における出来高とは、出来形(質)出来高(量)を併せた意義に用いるものとする。

(特命検査員の検査範囲等)

第7条 規程第5条第1項に規定する特命検査員の検査は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務委任規則第2条の3第2号に規定する1件5百万円未満の庁舎及び宿舍の維持修繕工事。
- (2) 事務委任規則第10条の2、第13条、第14条の2、第16条及び第17条に規定する工事の検査。
- 2 規程第5条第2項に規定する特命検査員の検査は、次に掲げるものとする。
 - (1) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円未満の工事の検査。
 - (2) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円以上の工事の出来高検査(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。)
 - (3) 知事が工事執行者の場合における請負代金額1件4千万円以上の工事に係る5百万円未満の部分完成検査(建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。)
 - (4) 出納局長が必要と認める検査。
- 3 前各号の検査の検査員は、請負代金額1件5百万円以上の工事の検査については原則として主務課長が任命する技術を担当する職員(技師の職にある職員を除く。)とする。ただし、技術主査にある職員にあつては、電気若しくは機械を担当する職員又は再任用職員に限る。
- 4 第2項第4号に掲げる検査を行った場合は、検査復命書及び工事成績調書の写しを検査課長に提出するものとする。
- 5 第1項又は第2項において、特命検査員を任命することが困難な場合は検査課長と協議するものとする。

(検査の立会い)

第8条 規程第7条第2項に規定する現場代理人等には、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を含むものとする。

(工事の完成写真)

第9条 主務課長又は所長は、規程第9条の規定により、完成検査又は指定部分に係る完成検査を請求するときは、当該工事の着工前と完成又は指定部分に係る完成が判別できる写真を添付するものとする。

(完成検査の時期)

第10条 検査員は主務課長又は所長から完成検査の請求を受けたときは、完成届を受理した日から14日以内に検査を終了するものとする。この場合において日数の計算は、初日算入するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じその都度、出納局長と協議するものとする。

別表

中間検査を行う施工時期	
1	土木工事

(1) 基礎工事

- ① 土留工法等の施工による掘削又は岩盤等の掘削が完了したとき。
- ② 盛土及び埋め戻し工における締固めを施工中のとき。
- ③ 杭基礎（鋼管杭・コンクリート杭・鋼矢板・鋼管矢板等）及び控工（腹起し・タイロット材・控工等）が完了したとき。
- ④ 地盤改良工事が完了後、改良地盤上に連続して施工する場合にはその施工前のとき。
- ⑤ 港湾、漁港、海岸工事等において捨石均し及び被覆・根固め均し完了したとき。
- ⑥ 井筒潜函基礎工の完了又は施工中のとき。

(2) 橋梁工事

- ① 橋台・橋脚の高さが5 m以上で、橋長15 m以上の下部工が施工中のとき。
- ② 床版工については、配筋が完了したとき。
- ③ コンクリート橋（主としてPC橋）については、カンチレバー工法では30%以上、桁製作では60%以上の出来高に達したとき。

(3) 鉄鋼工事

鋼橋（歩道橋・水管橋含む）・水門扉・可動堰・スノーシェッド・防雪柵・用排水材（汎用ポンプ製品は除く）・除塵機製作工場における製作及び仮組の完了したとき。

(4) 舗装工事

上層路盤工の完了又は、施工中のとき。

(5) 堰堤等工事

堰堤等において堤底から1/3程度までコンクリート打設が完了したとき。

(6) 堤体及び消波工事

ケーソン及び各種コンクリートブロックの製作が完了したとき又は据付中のとき。

(7) 栈橋等工事

上部鉄筋コンクリートの配筋が完了したとき。

(8) 吹付け工事

ワイヤーラス又はメッシュ張りが完了又は施工中のとき。

(9) 各種管工事（道路横断等の小規模は除く。）

コンクリート管及び鋼管等の据付を施工中のとき。

(10) 山腹工事

山腹の法切り工を施工する前の土留工等構造物及び暗渠排水工等が完了したとき。

(11) トンネル工事（下水道工事におけるシールド工事も含む。）

覆工コンクリートの施工前のとき。

(12) ラバーダム工事

ゴム袋体の完成したとき。

(13) ほ場整備工事

整地工事のうち基盤盛りが伴う場合、切り盛り工事中又は完了したとき。

(14) 用排水路工事

コンクリート二次製品又は管類の据付の施工中又は完了したとき。

2 建築・設備工事

(1) 建築工事

- ① 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の原寸図が完了したとき。
- ② 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建方が完了したとき。ただし、中高層建築物においては、いずれかの階の配筋が完了したとき。
- ③ 鉄筋コンクリート造で、いずれかの階の配筋が完了したとき。

(2) 設備工事

- ① 関係法規、規格及び基準等により必要な試験、試運転、性能判定を行うとき。
- ② 完成時に点検が出来ない隠ぺい工事で、確認の適時なとき。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。